

平川市ネーミングライツ基本方針

令和7年7月17日制定

1 趣旨

この基本方針は、平川市有料広告取扱要綱に基づき、市有施設等運営の新たな財源を確保することを目的として、ネーミングライツを推進するため、基本的な考え方をまとめたものです。

2 概要

ネーミングライツ事業は、市との協定により、ネーミングライツを取得した事業者（以下、「ネーミングライツパートナー」という。）からその対価を得ることにより、市の新たな財源を確保し、持続可能な施設運営を図るものです。

市は、ネーミングライツの導入後、ホームページや印刷物等において愛称を積極的に使用するものとします。ただし、正式名称の変更や条例の改正を行うものではなく、施設等の所有権、運営等に影響を与えない範囲で運用するものとし、必要に応じて、愛称と正式名称の併記、正式名称のみを使用するものとします。なお、ネーミングライツパートナーがネーミングライツを第三者に譲渡・貸与することはできません。

3 ネーミングライツパートナーにおけるメリット

(1) PR効果

市が事業者名や商品名等を冠した愛称をホームページや印刷物等において、積極的に使用することによるPR効果が期待されます。また、事業者が施設の看板等に愛称を掲示することやネーミングライツの対価として商品等の提供を行うことで更なるPR効果が期待されます。

(2) 社会貢献によるイメージアップ

地域の活性化に貢献していることが市民等に認知されることにより、事業者のイメージアップにつながることが期待されます。また、事業者が有する資源やノウハウ等を活用し、施設等の魅力を高め、市民サービスの向上に貢献することで更なるイメージアップが期待されます。

4 対象施設等

市有施設（文化施設、スポーツ施設等）及び市が実施する事業を対象とします。ただし、庁舎や学校施設など、その性質上ネーミングライツの導入になじまないと判断される施設は対象外とします。また、市民公募等により、

すでに愛称をもつ施設への導入については、その経緯等を十分に勘案するものとします。

5 対価

(1) 目安となる金額

ネーミングライツ料の希望金額または最低価格は、他の地方公共団体における類似事例や当該施設の利用者数、メディアに取り上げられる頻度などを勘案して設定します。また、金銭ではなく役務等の提供も可能とします。その場合、提供する役務を金銭に換算した根拠資料の提出を求めます。

(2) 支払時期等

ネーミングライツ料の納付は、原則、当該年度分を市が指定する期日（原則、愛称使用開始前）までに納入することとします。なお、ネーミングライツ料の発生・終了が年度途中になる場合、当該年度のネーミングライツ料は月割りによる按分計算とします。

6 契約期間

原則として、3年以上とします。

なお、指定管理者制度等により民間事業者が、施設の管理運営に関わっている場合は、指定管理期間等を考慮して設定します。

7 募集

(1) 募集方法

原則として公募とします。

(2) 募集要項

対象施設の所管課は、応募方法、ネーミングライツ料の希望金額、選定方法その他必要事項について検討し、募集要項を作成します。

(3) 周知方法

市ホームページや広報紙等への掲載、報道機関への資料提供等により広く周知し、また、募集期間については30日以上確保するものとします。

(4) 手続きの流れ

- ①対象施設の決定
- ②募集要項の作成、ホームページ等による公表
- ③ネーミングライツパートナーの応募受付
- ④広告選定委員会による選定、優先交渉権者の決定
- ⑤契約内容の詳細について協議し、契約締結
- ⑥愛称使用開始、施設表示等の変更

※公募対象施設以外の施設で事業者から提案があった場合も同様の流れで進めるものとします。

(5) 応募資格

法人等（指定管理者含む。）を対象とし、ネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力及び責任をもって、安定的に事業を実施することができる事業者を選定するため、適切な条件を設定するものとし、次のいずれかに該当するものについては、資格を有しない者とします。

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当するもの
- ・ 市から入札指名停止措置を受けているもの
- ・ 宗教活動又は政治活動（特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し若しくは反対することをいう。）を主たる目的として結成されたもの
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更生又は再生手続を行っているもの
- ・ 応募書類の提出時において、税金を滞納しているもの
- ・ 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反しているもの
- ・ 公序良俗に反する事業を行うもの
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
- ・ その他市長がネーミングライツパートナーとして適当でないと認めるもの

(6) 応募がなかった場合の取り扱い

募集期間を経過しても応募がなかった場合は、募集条件を見直し再度募集するものとします。ただし、見直した結果ネーミングライツ事業がそぐわないと判断した場合は、取りやめるものとします。

8 命名条件

市民や施設利用者の理解が得られるものとし、次のいずれかに該当するものについては、愛称として使用することができないものとします。

- ・ 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ・ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ・ 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- ・ 政治性又は宗教性のあるもの
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業広告に該当するもの

- ・社会問題、意見広告又は個人宣伝に関するもの
- ・美観風致を害するおそれがあるもの
- ・公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- ・その他、愛称として使用することが適当でないと市長が認めるもの

9 選定方法及び審査基準

選定は、広告選定委員会が行うものとします。ネーミングライツ料、愛称など、下表の審査基準に基づき、総合的に審査し、優先交渉権者を選定するとともに、応募者が複数ある場合は、その順位付けを行います。応募が1者の場合も審査します。

【審査基準】

審査項目	審査の主な視点	配点
1 応募企業	・本事業への理解及び応募動機 ・地域貢献活動等の取組状況 ・財務状況から見た経営の安定性 ・応募者の経営理念・事業内容	20 点
2 愛称	・親しみやすさ ・呼びやすさ ・施設の設置目的やイメージとの整合性 ・市民に誤解を与える恐れがないか	20 点
3 ネーミング ライツ料	$\text{配点} \times \frac{\text{当該応募者のネーミングライツ料（年額）}}{\text{応募者のうち最も高いネーミングライツ料（年額）}}$	50 点
4 契約期間	$\text{配点} \times \frac{\text{当該応募者の契約期間（年）}}{\text{応募者のうち最も長い契約期間（年）}}$	10 点
合 計		100 点

※ 合計得点が同点の場合は、審査基準の「3 ネーミングライツ料」の点数が高い者を、それでも同点の場合には「4 契約期間」の点数が高い者を、さらにそれでも同点の場合は、選定会議委員の無記名による投票により、票数の多い者を第1位の者として選定します。

10 契約の締結及び公表

(1) 契約の締結

ネーミングライツパートナーの決定後、導入施設、愛称、ネーミングライツ料、期間等について明記した契約を締結し、市ホームページ等により、速

やかに公表するものとします。なお、利用者等の混乱を避けるため、特別な理由がない限りは契約締結期間中の愛称の変更はできないものとします。

(2) 契約の解除

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為その他ネーミングライツパートナーの責めに帰すべき理由により、愛称を使用することがそぐわないと判断したときは、当該ネーミングライツ事業に関する契約を解除するものとします。この場合において、原状回復に係る費用等については、当該ネーミングライツパートナーの負担とし、すでに納付しているネーミングライツ料は返還しないものとします。また、契約の解除に伴い、当該ネーミングライツパートナーに損害が発生した場合において、市はその責任を負わないものとします。

(3) 契約期間の満了

市は、契約期間満了までに、愛称の浸透度や愛称を使用したことによる影響等を総合的に検証し、本事業の継続実施の可否を判断することとします。

なお、本事業を継続実施することとした場合、愛称が変更となることによる市民や施設利用者の混乱を避けるため、原則として現ネーミングライツパートナーと事前協議の上、現ネーミングライツパートナーを優先交渉権者とするものとします。

1 1 ネーミングライツ導入に伴う費用負担

ネーミングライツ導入に伴い、看板等を新設、既存看板等の表示変更を行う場合は、市と協議し承諾を得たうえで事業者負担により実施するものとします。また、変更・新設した看板等の維持管理及び契約期間終了後の原状回復についても事業者負担とします。ただし、市ホームページなどについては、市が変更するものとします。